

平成15年2月13日付け 包括外部監査等の結果に基づく措置の公表について

監査結果公表第2号

平成13年度包括外部監査の結果に基づく措置の公表について

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、その内容について次のとおり公表する。

平成15年2月13日

四日市市監査委員	伊藤 靖彦
同	松岡 光代
同	水野 幹郎
同	森 真寿朗

第1 選定した特定の事件

株式会社三重県四日市畜産公社、株式会社四日市市生活環境公社、株式会社ディア四日市、財団法人三重北勢地域地場産業振興センター、財団法人四日市国際交流協会、財団法人四日市市レジャー施設協会、財団法人四日市市文化振興財団及び財団法人四日市市都市整備公社の平成12年度（必要に応じて、平成13年度及び過年度執行分）の出納その他の事務の執行及び所管課における当該法人に係る財務事務の執行について

第2 措置を講じた部局

株式会社三重県四日市畜産公社、商工農水部農林水産課
株式会社四日市市生活環境公社、環境部生活環境課
財団法人四日市国際交流協会、市長公室国際課
財団法人四日市市レジャー施設協会、商工農水部商工課
財団法人四日市市文化振興財団、教育委員会文化課
財団法人四日市市都市整備公社、都市計画部都市計画課

第3 措置を講じた内容

1 株式会社三重県四日市畜産公社、商工農水部農林水産課

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 監査の種類 | 包括外部監査 |
| (2) 監査結果提出日 | 平成14年2月15日 |
| (3) 措置通知年月日 | 平成15年1月27日 |
| (4) 指摘事項 | 別紙のとおり |
| (5) 改善措置の内容 | 別紙のとおり |

2 株式会社四日市市生活環境公社、環境部生活環境課

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 監査の種類 | 包括外部監査 |
| (2) 監査結果提出日 | 平成14年2月15日 |
| (3) 措置通知年月日 | 平成15年1月27日 |
| (4) 指摘事項 | 別紙のとおり |
| (5) 改善措置の内容 | 別紙のとおり |

3 財団法人四日市国際交流協会、市長公室国際課

- (1) 監査の種類 包括外部監査
- (2) 監査結果提出日 平成14年2月15日
- (3) 措置通知年月日 平成15年1月27日
- (4) 指摘事項 別紙のとおり
- (5) 改善措置の内容 別紙のとおり

4 財団法人四日市市レジャー施設協会、商工農水部商工課

- (1) 監査の種類 包括外部監査
- (2) 監査結果提出日 平成14年2月15日
- (3) 措置通知年月日 平成15年1月27日
- (4) 指摘事項 別紙のとおり
- (5) 改善措置の内容 別紙のとおり

5 財団法人四日市市文化振興財団、教育委員会文化課

- (1) 監査の種類 包括外部監査
- (2) 監査結果提出日 平成14年2月15日
- (3) 措置通知年月日 平成15年1月27日
- (4) 指摘事項 別紙のとおり
- (5) 改善措置の内容 別紙のとおり

6 財団法人四日市市都市整備公社、都市計画部都市計画課

- (1) 監査の種類 包括外部監査
- (2) 監査結果提出日 平成14年2月15日
- (3) 措置通知年月日 平成15年1月27日
- (4) 指摘事項 別紙のとおり
- (5) 改善措置の内容 別紙のとおり

表：1. 株式会社三重県四日市畜産公社

1. 株式会社三重県四日市畜産公社

項 目	指 摘 事 項	改 善 措 置 の 内 容
1. 決算書の売上高について	<p>決算書の売上高・売上原価に牛・豚の取引金額(取扱高)が含まれている。本来は取扱高に係る手数料分が畜産公社の市場部門の売上高となるべき。正しい会計処理ではないので改善されたい。</p>	<p>平成14年3月期決算分より改善しました。</p>
2. 市(県)補助金の仮受金処理について	<p>平成8年度まで5年間、県市から「食肉卸売市場流通活性化促進事業補助金」として総額150,000千円が交付されたが、この未精算金32,920千円を平成10年度より雑収入として取崩している。</p> <p>仮受金からの取崩が年度によって異なるという規則性がない点、数年間に渡って取崩している点は、恣意的な決算であったと考えられる。</p> <p>本来であれば、補助金を受領した年度において補助金収入として収益処理すべきものであった。過年度損益として平成13年度に全額取崩すことが必要。</p>	<p>ご指摘のとおり前3月期(平成13年度)決算時に前期仮受金残高17,424千円全額を取崩し、過年度損益として受入補助金に振り替えました。</p>
3. 退職給与引当金について	<p>現状の退職給与引当金の計算に使用している「要支給額」(従業員が退職する場合の退職金の必要額)が3月16日の定期昇給の前の基本給をベースに計算されている。事業年度末の3月31日現在を基準に計算すること。</p>	<p>現在、4月分給料(3月16日から4月15日)で定期昇給をさせることが労使慣行となっていますので、前3月期(平成13年度)より事業年度末までは、厳しい会社経営の状況を鑑み、見直しを検討しております。</p>
4. 切手・証紙の管理について	<p>切手については購入時に全額費用処理しているが、受払簿を作成し、期末時には、貯蔵品等の科目で残高を資産計上することが望まれる。</p> <p>検査料支払に使用する県証紙については、公社が一旦立替えて購入しその使用状況の管理のために金額ベースによる受払管理簿を作成しているが、実際残高との照合を毎日されたい。また、立替購入時に、会計上「預かり金」勘定のマイナスとして処理しているが、本来は「立替金」勘定で処理する必要がある。</p>	<p>平成14年2月より受払簿を整え、日々の残高を確認しています。また前3月期(平成13年度)から期末残高を貯蔵品として資産計上しております。</p> <p>食肉検査申請については、公社が県証紙を事前に立替え購入し、申請書を作成しています。実際残高との照合については、本年2月より受払管理簿で毎日行うように改善しました。</p> <p>また、これを「預かり金」勘定のマイナスとして処理していましたが、今期(平成14年度)から「立替金」勘定で処理しております。</p>

表：2. 株式会社四日市市生活環境公社、3. 財団法人四日市国際交流協会、4. 財団法人四日市市レジャー施設協会
2. 株式会社四日市市生活環境公社

項目	指摘事項	改善措置の内容
1. 印紙及び切手の管理について	印紙及び切手については購入時に全額を費用として処理しており、期末における残高の貯蔵品勘定等での計上が望まれる。	平成13年度末より貯蔵品勘定で計上しました。
2. 領収書の押印について	領収書冊子を見ると受領印があらかじめ押印（社印）されていた。領収書への社印の押印は、領収書を発行する都度行うように改善することが望まれる。	平成14年4月より領収書を発行する都度行うよう処置しました。
3. 預金の担保提供に関する預り証の管理について	担保提供の定期預金（30,000千円）については、預り証あるいは担保品預かり通帳等の証書がなく、預金証書のコピーが保管されているだけであった。預り証の入手が望まれる。	当該定期預金については、平成13年12月17日に解約しました。

3. 財団法人四日市国際交流協会

項目	指摘事項	改善措置の内容
1. 嘱託職員の経験加算について	国際交流協会の「嘱託職員及び臨時職員就業規程」には当該経験加算の支給についての規程がない。計算の根拠については、明文化すること。	四日市市の嘱託職員規程を準用する方向で、平成15年1月に明文化しました。

4. 財団法人四日市市レジャー施設協会

項目	指摘事項	改善措置の内容
1. 消費税の計算について	消費税の計算納付は、消費税導入以来、簡易課税方式により行っているが、平成12年度を含む過去3年間の試算によると、原則課税方式の方が有利で（節税）であることがわかった。 今後も同様の収支状況が継続するとすれば、原則課税方式を選択した方が有利であると思われるので検討されたい。	平成14年12月1日の財団法人四日市市都市整備公社と組織統合にともなう事業増加により、原則課税方式に移行しました。
2. 決算報告書について	会計処理は、従来から公営企業会計方式を取り入れて行っているが、非営利を主とする公益法人の趣旨から、公益法人会計基準に従ったものを作成されたい。	平成14年11月30日をもって財団法人四日市市レジャー施設協会は解散しましたが、解散にともなう決算報告書は公益法人会計基準に従って作成いたしました。

表：5. 財団法人四日市市文化振興財団、6. 財団法人四日市市都市整備公社

5. 財団法人四日市市文化振興財団

項目	指摘事項	改善措置の内容
1. 呈茶収入の取り扱いについて	呈茶収入は取扱いが不明確なので、受託業務に係る収入とすることの要否を含めた検討が必要である。	委託契約で委託事業に位置づけました。
2. 目的外使用料の会計処理について	財団の雑収入として会計処理しているレストランからの光熱費については、公金預かりとして処理する必要がある。	立て替え払いとして処理するようにしました。
3. 施設使用料の金融機関への払い込みについて	施設の使用料収入である現金について、以前は毎日、銀行振込を行っていたが、現在は数日間隔になっている。会計規則（即日又は翌日の正午まで、止むを得ない時は数日分まとめて振り込む）に従った処理が必要である。	会計規則に従って、処理するようにしました。

6. 財団法人四日市市都市整備公社

項目	指摘事項	改善措置の内容
1. 月極駐車場収入の差額（あるべき収入金額と実際との差額）の原因や理由の調査の実施について	月極駐車場の平成12年度の料金表から期待される収入は4,388千円で実際の収入4,673千円はこれを超過している。これは開発公社の業務が都市整備公社に引継がれるに際し、過年度分の未収分の回収があったため等と考えられるが、調査は十分にはされていない。このような差額の原因や理由については数値の信頼性確認のため調査を実施すること。	この超過差額の原因は、ご指摘のとおりであります。平成13年度決算においては、十分な調査を行い、当年度収入で処理すべき金額は、未収金勘定に計上しました。
2. 開発公社から引継がれた建物及び駐車場施設の耐用年数について	都市整備公社は開発公社から建物及び駐車場施設を引き継いでいるが中古の固定資産を新しく取得した場合、民間企業では法人税法上の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」における「中古資産の耐用年数」を用いて減価償却費の計算を行う。従って、引継ぎ資産に係る事業が法人税法上収益事業とされた場合、これに従う必要がある。	平成13年度決算において、「中古資産の耐用年数」を用いて減価償却費計上の修正を行いました。
3. 修繕事業に関する区分経理について	都市整備公社では、法人税法施行令第5条第1項における33種類の事業のうち、不動産貸付業、駐車場業に関する事業を行っており、その税務上の取扱につき税務当局との協議が必要である。	四日市税務署と協議を行った結果、高架下駐車場（機械式）事業と月極駐車場事業が収益事業と認定され、平成12年度分より法人税の確定申告書を提出しております。